



営業秘密の刑事事件の 実務

—愛知製鋼裁判の経緯と裁判が提起した問題—

弁護士 井上 健人

講演の目次

- ▶ 1 はじめに
- ▶ 2 本件の「営業秘密」の特殊性
- ▶ 3 期日間整理手続きにおける主張と証拠開示の経緯
- ▶ 4 ワイヤ挿入装置の公開特許公報の発見
- ▶ 5 証人尋問によって露わになった検察官主張立証の破綻
- ▶ 6 無罪判決の要点
- ▶ 7 補論—起訴に至る経緯
- ▶ 8 この裁判が提起した営業秘密の刑事的保護に関する問題

1 はじめに

簡単な自己紹介

2 本件の営業秘密の特殊性

不正競争防止法 21 条 1 項 5 号（ただし、平成 27 年法律第 54 号による改正前のもの）（必要部分抜粋）

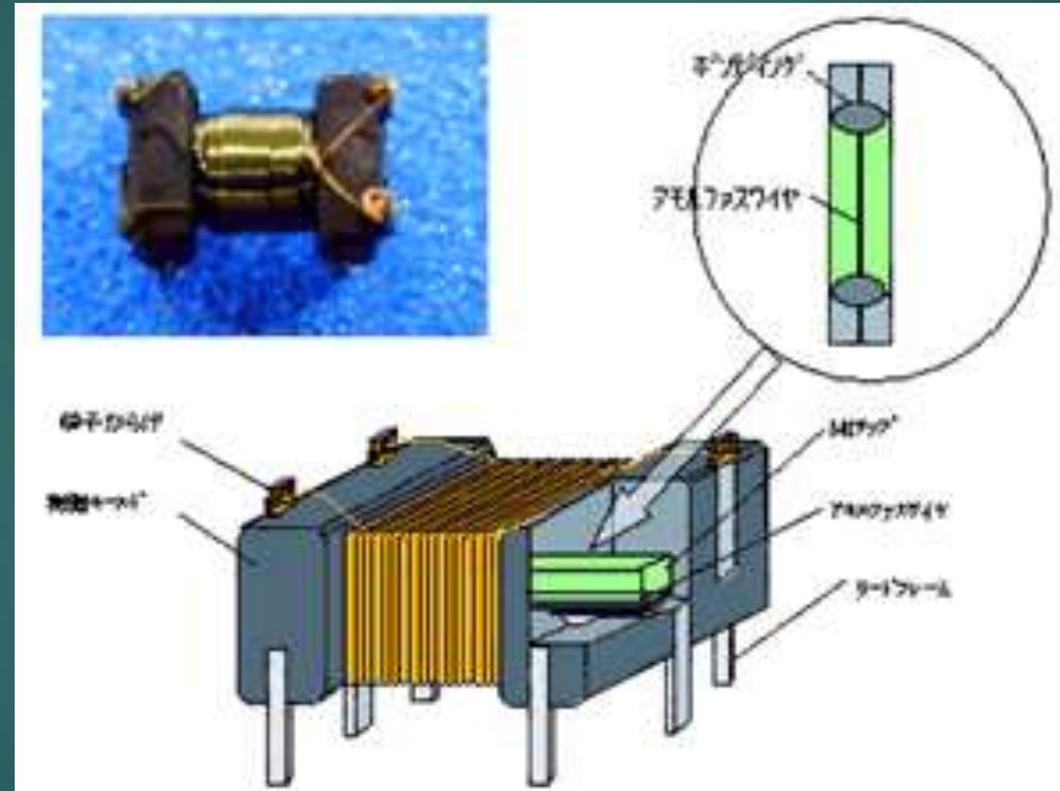
「営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役・・・監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者」

2 本件の営業秘密の特殊性

- ① 引き出しチャッキングと呼ばれるつまみ部分がアモルファスワイヤをつまみ、一定の張力をかけながら基板上方で右方向に移動する。
- ② アモルファスワイヤに張力をかけたまま仮固定する。
- ③ 基板を固定した基板固定台座を上昇させ、仮固定したアモルファスワイヤを基準線として位置決め調整を行う。
- ④ 基板固定台座を上昇させ、アモルファスワイヤを基板の溝及びガイドに挿入させ、基板固定治具に埋め込まれた磁石の磁力で仮止めする。
- ⑤ 基板の左わきでアモルファスワイヤを機械切断する。
- ⑥ 基板固定台座が下降し、次のアモルファスワイヤを挿入するために移動する。
- ⑦ 以下、①～⑥を機械的に繰り返す。

2 本件の営業秘密の特殊性

MI センサ及び MI 素子の構造



引用元：科学技術振興機構（JST）ホームページ

<https://www.jst.go.jp/itaku/result/cx1/10.html>

2 本件の営業秘密の特殊性

- ・「秘密情報が技術上の情報である場合は、秘密情報が物そのものであったり、秘密情報が媒体に記録されていたり、有形であるのに対し」（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ研究所「平成26年度産業経済研究委託事業（営業秘密保護制度に関する調査研究）」と題する報告書14ページ）
- ・「設計図面という性質上、本件治具をそのまま複製製造したり、改良を加えて製造したりすることを容易にする効用も有していた」（横浜地判令和3年7月7日）

2 本件の営業秘密の特殊性

営業秘密（不正競争防止法 2 条 6 項）

- ① 秘密管理性
- ② 非公知性
- ③ 有用性

2 本件の営業秘密の特殊性

- ・設計図は、バリ取りハンドに装着するスケラー用刃具の寸法、材料、熱処理方法・硬度、仕上がりの程度等が記載されたものであり、協業者がこれらを見れば、原告のスケラー用刃具と同等のものを製作するが可能となる（8）、
- ・各図面及び各図表に記載された情報は・・・PCプラントの具体的な設計情報（9）、
- ・設計図面のうち各組図には、本件工作機械の主軸を構成する多くの部品の組合せ方法が記載されていること、その各部品図は、素材を表す木型図と最終的な形状を表す加工図から成り、後者には加工において許される誤差の範囲を示す公差、精度要求の数値が記載されている（10）、

2 本件の営業秘密の特殊性

- ① 引き出しチャッキングと呼ばれるつまみ部分がアモルファスワイヤをつまみ、一定の張力をかけながら基板上方で右方向に移動する。
- ② アモルファスワイヤに張力をかけたまま仮固定する。
- ③ 基板を固定した基板固定台座を上昇させ、仮固定したアモルファスワイヤを基準線として位置決め調整を行う。
- ④ 基板固定台座を上昇させ、アモルファスワイヤを基板の溝及びガイドに挿入させ、基板固定治具に埋め込まれた磁石の磁力で仮止めする。
- ⑤ 基板の左わきでアモルファスワイヤを機械切断する。
- ⑥ 基板固定台座が下降し、次のアモルファスワイヤを挿入するために移動する。
- ⑦ 以下、①～⑥を機械的に繰り返す。

2 本件の営業秘密の特殊性

- ・ 2月23日勾留状

「ワイヤ整列装置の構造と機能」

- ・ 3月15日付起訴状

「ワイヤ整列装置の機能及び構造、同装置等を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程」

- ・ 8月31日付証明予定事実記載書

検察官主張工程（①～⑦の工程）

3 期日間整理手続きにおける主張と証拠開示の経緯

起訴後のやりとり

- ・ 営業秘密の秘匿の申出
- ・ 勾留➡保釈
- ・ 第1回公判と同日に期日間整理手続きへ
その後、整理手続きは約2年間、24期日実施。
- ・ 証拠開示のほか、公務所等照会、公判担当検事による補充捜査等

3 期日間整理手続きにおける主張と証拠開示の経緯

弁護活動の課題と方針

検察官主張工程があまりにも素朴で一般的な情報
=特許公報や専門書等の文献に載っていない

そこで・・・

- ①検察官主張工程は、ワイヤ挿入装置の真のノウハウではない (真のノウハウは別にある!)
- ②検察官主張工程程度の抽象的な情報は汎用技術ないし公開情報!

3 期日間整理手続きにおける主張と証拠開示の経緯

具体的反証（非公知性ないし有用性）

(1)求釈明⇒検察官主張工程は1～3号機いずれの情報か

(2)検察官主張工程は愛知製鋼の保有技術ではない

(3)ワイヤ挿入装置の真のノウハウ＝技術レポート記載の情報

(4)検察官主張工程程度の抽象的な情報は、過去の講演で公表済み、
他社の類似装置作製の実績

3 期日間整理手続きにおける主張と 証拠開示の経緯

- ① 引き出しチャッキングと呼ばれるつまみ部分がアモルファスワイヤをつまみ、一定の張力をかけながら基板上方で右方向に移動する。
- ② アモルファスワイヤに張力をかけたまま仮固定する。
- ③ 基板を固定した基板固定台座を上昇させ、仮固定したアモルファスワイヤを基準線として位置決め調整を行う。
- ④ 基板固定台座を上昇させ、アモルファスワイヤを基板の溝及びガイドに挿入させ、基板固定治具に埋め込まれた磁石の磁力で仮止めする。
- ⑤ 基板の左わきでアモルファスワイヤを機械切断する。
- ⑥ 基板固定台座が下降し、次のアモルファスワイヤを挿入するために移動する。
- ⑦ 以下、①～⑥を機械的に繰り返す。

3 期日間整理手続きにおける主張と証拠開示の経緯

具体的反証（秘密管理性、その他）

(1)ワイヤ整列装置 1号機のノウハウはJSTに帰属（=愛知製鋼に帰属する情報ではない）

(2)検察官が秘密管理性の根拠とする各種資料（取扱説明書、作業手順書、QC工程表等）は検察官主張工程が秘密管理されていたことの裏付けになり得ない

(3)訴因不特定（TRIPS協定違反）

3 期日間整理手続きにおける主張と証拠開示の経緯

検察官の主張と立証方針

- (1)ワイヤ挿入装置や取扱説明書等を秘密管理していた、同装置について他社と機密保持契約を締結
- (2)犯行時より前に他社には検察官主張工程は存在しなかった
- (3)被告人がワイヤ挿入装置を外部に見せないよう指示
- (4)犯行時、3号機はM I 素子の製造に使われていた 等
- (5)立証方針は、(1)の書証のほか、従業員B氏の証言、菊池氏の自白調書

3 期日間整理手続きにおける主張と 証拠開示の経緯

- ① 引き出しチャッキングと呼ばれるつまみ部分がアモルファスワイヤをつまみ、一定の張力をかけながら基板上方で右方向に移動する。
- ② アモルファスワイヤに張力をかけたまま仮固定する。
- ③ 基板を固定した基板固定台座を上昇させ、仮固定したアモルファスワイヤを基準線として位置決め調整を行う。
- ④ 基板固定台座を上昇させ、アモルファスワイヤを基板の溝及びガイドに挿入させ、基板固定治具に埋め込まれた磁石の磁力で仮止めする。
- ⑤ 基板の左わきでアモルファスワイヤを機械切断する。
- ⑥ 基板固定台座が下降し、次のアモルファスワイヤを挿入するために移動する。
- ⑦ 以下、①～⑥を機械的に繰り返す。

3 期日間整理手続きにおける主張と証拠開示の経緯

証拠開示に関するやりとり

タイミングチャート、フローチャート、ラダー図

= 装置の工程 (= 動作順序) を読み取ることができる客観的証拠

⇒ Best Evidence ゆえ愛知製鋼等からの入手と開示を要求

⇒ 検察官は拒否

4 ワイヤ挿入装置の公開特許公報の発見

- ・ 検察官主張工程に関する客観証拠のないまま公判に突入
- ・ 取り調べた証人は合計21名（ただし、警察・検察官証人はうち8名）。うち3名については3期日に亘って尋問
- ・ 被告人質問は11期日
- ・ 論告・弁論期日を合わせると公判は32回に及んだ

4 ワイヤ挿入装置の公開特許公報の発見

- ・発見された特許には、ワイヤ挿入装置のノウハウが紹介されていた

e.x. 「ワイヤを直接狭圧しない」「予め基板を傾斜させて上昇」「振動可能な揺らし機構」「張力を弾性限界内に抑える」

➡裁判所は、秘匿決定を取消し。完全公開裁判へ。

5 証人尋問によって露わになった検察官主張立証の破綻

(1) 愛知製鋼従業員B証言

- ・ 愛知製鋼のワイヤ挿入装置 1 ～ 3 号機全ての作製に関与した者
- ・ 3 公判に亘り、10時から17時まで尋問を実施

5 証人尋問によって露わになった検察官主張立証の破綻

(1)愛知製鋼従業員B証言

- ・ 公開特許公報や技術レポート等で紹介されたノウハウを全て認める
- ・ 「一連の工程がワイヤ挿入装置の全部の核である」「（その工程の中には）様々な工夫が凝らしてあり、これらの工程は複合的に重なっているため、各工程が1個でも欠けたらこの一連の工程は成り立たない」

➡まさに、弁護人の主張を裏付ける証言！

5 証人尋問によって露わになった検察官主張立証の破綻

(2)装置メーカーX社A証言

- ・ 4月9日の打ち合わせの相手方。装置メーカーの営業マン
- ・ 「検察官主張工程（①から⑦）を説明した」という証言は出ず
- ・ むしろ、一部装置の工程はAから提案した
- ・ 磁石治具の具体的な設計等の説明も一切なかった
- ・ 作製した図面は自社装置を参考にした

5 証人尋問によって露わになった検察官主張立証の破綻

(3)装置メーカーX社C証言

- ・ ワイヤ整列装置の設計・作製を担当した技術者
- ・ 装置の基本部分はX社の自社装置Qを参考にした
- ・ 自社装置Qは、カタログで紹介していた = 公開情報
- ・ 検察官主張工程と同程度の抽象的な工程は、技術者として思いつくことが難しいものではない

5 証人尋問によって露わになった検察官主張立証の破綻

(4)元愛知製鋼参与D証言

- ・ 愛知製鋼の元参与。ワイヤ挿入装置の管理部門の部門長も務めていた
- ・ 検察官主張工程は社内資料のどこにも書かれていない
- ・ ワイヤ挿入装置を機密管理規程に従って秘密指定したことはない

5 証人尋問によって露わになった検察官主張立証の破綻

(5)検察官立証の破綻

- ・ 秘密管理性の根拠となる書類には検察官主張工程はない
- ・ 「装置の営業秘密性」と「検察官主張工程の営業秘密性」は別
- ・ 論告で初めて主張された検察官主張工程の有用性
= 「他の方法もあったなかで1つの方法を選択した」
➡ 汎用技術を殊更凄い技術だというにすぎない

6 無罪判決の要点

結論

- ・非公知性がなく、故意もない

要点（非公知性について）

- (1) 検察官主張工程は愛知製鋼のワイヤ挿入装置でもなく、本件打合せで話された工程でもない
- (2) 本件打合せで実際に説明した内容は、愛知製鋼のワイヤ挿入装置の工程と重要なプロセスにおいて大きく異なる部分がある
- (3) 本件実開示情報は、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにすぎない

6 無罪判決の要点

要点（故意について）

- (1) 1月25日メモ➡本藏氏はワイヤ挿入装置の技術を使おうとはしていない
- (2) 過去の公開セミナーでの講演内容
- (3) ワイヤ挿入装置1号機の秘密保持契約の期間満了
- (4) JSTへの報告内容、契約上ノウハウの報告義務あり

7 補論—起訴に至る経緯

- ▶ 2016年8月5日第一次告訴
- ▶ 2016年末特許権処分禁止の仮処分（冒認出願）
- ▶ 2017年1月20日、仮差押え申立て
- ▶ 同月30日、愛知県警が搜索差押え。
- ▶ 同年2月6日、マグネ社から菊池氏保管のファイル（甲40）を押収。その中に、WBの写真を発見。
- ▶ 同月12日から、本藏氏に対してWB事件の聴取が始まる。
- ▶ 同月14日、菊池氏のWBに関する自白調書を作成。
- ▶ 同年2月23日、愛知県警が本藏氏らを逮捕。被疑事実は2013年4月9日WBで装置メーカーXにワイヤ挿入装置の構造と機能を口頭図示で開示。
- ▶ 同年3月15日、検察官は本藏氏らを起訴。公訴事実は、ワイヤ整列装置の機能、構造、工程を開示した。

7 補論—起訴に至る経緯

- ▶ 2017年6月27日、第1回公判の冒頭陳述で、「装置そのもの、さらに、装置の機能・構造、工程」が開示されたと主張。
- ▶ 弁護人の求釈明を受け、同年8月31日、①ないし⑦という工程情報＝本件開示情報に特定。機能や構造が開示されたとの主張はしないと明言（同年9月19日求釈明に対する回答）。

☞ 検察の営業秘密に関する主張は迷走。捜査の杜撰さが浮き彫りに。20日の捜査で犯罪の成否を解明できる事案ではなかった

8 この裁判が提起した営業秘密の刑事的保護 に関する問題

- ・ 起訴前の問題点
- ・ 起訴後の問題点
- ・ 刑事手続きを利用するリスクー「被害者」が考えなければいけないこと